



宮崎労働局発表
令和4年3月4日

【照会先】
宮崎労働局職業安定部
(担当)
部長 小川 和人
職業対策課長 田之上 睦子
(電話) 0985-38-8824

宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について

～延べ約2万9千件の支給決定を行い、
雇用の維持を支援した労働者数が33万3000人（延べ）を超えました～

宮崎労働局（局長 田中大介）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の支給決定状況について、以下のとおり取りまとめましたのでご報告します。

< 雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数（2月18日現在（速報値）） >

- ・支給申請件数 ①：29,792件
- ・支給決定件数 ②：29,552件
- ・支給決定率 ②/①：99.2%
- ・休業対象労働者数（延べ人数）：333,509人

< 2週間前申請（令和4年1月31日～令和4年2月4日分）の処理状況 >

- ・支給決定を行ったものの平均処理日数（土日含む）：4.8日（2月18日現在（速報値））

< 雇用調整助成金の申請状況と雇用保険被保険者数の分析 >

① 雇用調整助成金の申請状況について

雇用調整助成金の申請件数は、令和3年1月の県独自の緊急事態宣言の影響により3月に申請件数のピークを迎えたが、感染者数の減少もあり、4月以降は1,300件程度で推移。

しかしながら、7月下旬より新型コロナウイルス感染症の再拡大が進み、令和3年8月に発令された「まん延防止等重点措置」及び「宮崎県独自の緊急事態宣言」の影響もあって、9月以降は申請件数が大きく増加した。その後、11月以降は再び感染者数が減少したこともあり、申請件数も減少傾向が続いている。今後は令和4年1月に再度適用された「まん延防止等重点措置」の影響が懸念される。

【令和3年1月から令和4年1月までの申請件数の動き】

R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8
1,259 (15.1)	1,590 (26.3)	2,060 (29.6)	1,368 (▲33.6)	1,361 (▲0.5)	1,376 (1.1)	1,395 (1.4)	1,403 (0.6)
R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1			
1,553 (10.7)	1,730 (11.4)	1,281 (▲26.0)	984 (▲23.2)	916 (▲6.9)			

(※) 括弧内は前月比増減率を示す。

② 雇用保険被保険者数（各月末）の推移（単位：人）

雇用保険被保険者数は、ほぼ一環して 30 万人前後で推移。

【令和 4 年 1 月までの雇用保険被保険者数の動き】

R2 (月平均)	R3. 4	R3. 5	R3. 6	R3. 7	R3. 8	R3. 9	R3. 10
301, 939 (0. 1)	299, 918 (0. 5)	302, 560 (0. 3)	303, 835 (0. 3)	303, 693 (0. 3)	303, 018 (0. 2)	303, 043 (0. 2)	302, 873 (0. 3)
R3. 11	R3. 12	R4. 1					
302, 938 (0. 3)	303, 123 (0. 1)	301, 869 (0. 0)					

(※) 括弧内は前年同月比増減率を示す。また雇用保険は 31 日以上の雇用見込みがあり、週所定労働時間が 20 時間以上である場合に加入が必要となる。

<雇用調整助成金とは>

- 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）を助成する制度。
- 令和 2 年 4 月から適用されている新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置については、5 月以降、段階的に縮小を行うという方針のもと、地域特例^(※1)と業況特例^(※2)については、令和 4 年 6 月末まで現在の助成内容を継続する。原則的な措置については、令和 4 年 6 月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限について令和 4 年 1 月と 2 月は 11, 000 円、3 月以降は 9, 000 円に段階的に見直す。また、令和 4 年 1 月から、令和 3 年 1 月 8 日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断する。

(※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 18 条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2) 生産指標が最近 3 か月の月平均で前年又は前々年同期比 30%以上減少の全国の事業主。

なお、令和 3 年 12 月までに業況の確認を行っている事業主は、令和 4 年 1 月 1 日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。また、令和 4 年 4 月以降は毎月業況を確認する。